議案第８０号

瀬戸内市火災予防条例の一部を改正することについて

瀬戸内市火災予防条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和８年１１月２５日提出

瀬戸内市長　　黒石　健太郎

【提案理由】

火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準に関して、調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないよう適切に管理することを追加するため。

瀬戸内市条例第　　号

瀬戸内市火災予防条例の一部を改正する条例

瀬戸内市火災予防条例(平成16年瀬戸内市条例第168号)の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

3　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第1項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第19条に次の1項を加える。

3　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、前条第3項の規定を準用する。

第20条に次の1項を加える。

3　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。

第21条に次の1項を加える。

3　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

瀬戸内市火災予防条例(平成16年瀬戸内市条例第168号)新旧対照表

現行	改正後
（液体燃料を使用する器具） 第18条　略 2　略	（液体燃料を使用する器具） 第18条　略 2　略 3　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第1項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。
（固体燃料を使用する器具） 第19条　略 2　略	（固体燃料を使用する器具） 第19条　略 2　略 3　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、前条第3項の規定を準用する。
（気体燃料を使用する器具） 第20条　略 2　略	（気体燃料を使用する器具） 第20条　略 2　略 3　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。
（電気を熱源とする器具） 第21条　略	（電気を熱源とする器具） 第21条　略

2　略	2　略 3　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。